

防災器具庫の設置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、住民により組織された自主防災組織等が都市公園法第5条第1項に基づき設置する防災器具庫（都市公園法施行令第5条第8項の備蓄倉庫をいう。）に関して、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 防災器具庫の設置は、住民の自主防災活動を支援するために相当の必要がある場合に限るものとする。

(定義)

第2条 この基準において「防災器具庫」とは、次の各号に掲げる器具類を格納するための倉庫施設をいう。ただし、危険物を格納してはならない。

- (1) バール
- (2) ジャッキ
- (3) のこぎり
- (4) 発動機付発電機
- (5) 投光器
- (6) その他防災活動や災害時の応急対応に必要なもの

(設置場所)

第3条 防災器具庫を設置できる公園は、原則として自主防災組織等の区域内又はその区域に隣接する都市公園のうち、街区公園、近隣公園及び地区公園とし、当該公園の整備計画、公園の利用及び景観を阻害しない位置に設置するものとする。また、公園内又は公園外からの視認性の確保にも配慮して設置場所を選定しなければならない。

(設置面積)

第4条 防災器具庫の設置面積（防災器具庫の床面積を設置面積とする。以下同じ。）は、都市公園の種別に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 街区公園に設置する場合は、公園内に設置される防災器具庫の設置面積の合計が10㎡未満であること。
- (2) 近隣公園及び地区公園に設置する場合は、公園内に設置される防災器具庫の設置面積の合計が20㎡未満であること。ただし、一の自主防災組織等が設置できる防災器具庫の設置面積の合計は、10㎡未満とする。

(建築物に該当しない防災器具庫の構造)

第5条 建築物に該当しない防災器具庫（「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて」（国住指第4544号）及び「愛知県建築基準法関係例規集」に記載されている「小規模

な倉庫」(以下「小規模な倉庫」とする。))の構造は、物置メーカーが製造する組立て簡易倉庫を原則とし、アンカーボルト等により基礎コンクリート、又はコンクリート舗装版に固定するものとする。また、基礎コンクリートの大きさ、又はコンクリート舗装版の厚さは、設置する防災器具庫のメーカー指定のサイズとする。

(建築物に該当する防災器具庫の設置)

第6条 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当する防災器具庫を設置する場合は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 建築基準法に適合していることを証明すること。
- (2) 名古屋市都市公園条例第3条の4及び第3条の5に定める公園施設の建築面積に係る基準を満たすこと。
- (3) 防災器具庫を設置する公園に他の公園施設を設置する計画がある場合は、防災器具庫の設置により、当該公園施設の建築面積が前号の公園施設の建築面積に係る基準に抵触しないこと。

(防災器具庫の色彩)

第7条 防災器具庫の屋根及び外壁の色彩は、当該公園の景観及び他の公園施設との調和がとれるものとする。

(防災器具庫の表示)

第8条 設置する防災器具庫には、自主防災組織の名称及び防災器具庫である旨の表示を明示するものとする。

(許可期間)

第9条 防災器具庫の設置許可の期間は2年とし、更新を妨げないものとする。

(地域における調整)

第10条 防災器具庫の設置面積が限られていることから、防災器具庫を設置する際には必要に応じて他の町内会等と調整を図るものとする。

(区政協力委員等による確認)

第11条 防災器具庫を設置しようとする者は、設置しようとする都市公園の属する学区の区政協力委員長、又は防災安心まちづくり委員会の委員長等に、公園内に防災器具庫を設置すること、格納される器具類、及び当該防災器具庫の対象地域について確認を得るものとし、防災器具庫設置確認書(別記様式)を提出しなければならない。

(その他)

第12条 防災器具庫を設置する際、必要となる公園樹の移植・整地等は、原則として設置者

の負担により行うものとする。

第13条 防災器具庫を設置しようとする者は、その設置及び管理に瑕疵があった場合の第三者に対する損害賠償責任に備え、損害賠償保険に加入することが望ましい。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年1月1日から施行する。
(全面改正)

(旧基準の廃止)

- 2 平成16年4月1日施行の都市公園内での防災器具庫の設置許可基準（以下「旧基準」という。）は、この基準の施行をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行の際現に旧基準に基づき設置された防災器具庫（設置許可の申請書が提出された防災器具庫を含む。）は、なお従前の例による。ただし、この基準の施行後、建替え等を行う場合は、この基準に適合させるものとする。

附 則

この基準は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。